

<村山うどんの会規約>

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は村山うどんの会と称する。

(適用範囲)

第2条 本会の運営は、この規約によるものとする。

(事務局の設置)

第3条 事務局を以下の所在地に設置する。
東京都武蔵村山市内会員所在地

(目的)

第4条 本会は昔から武蔵村山で愛され、冠婚葬祭などでも食べ続けられてきた歴史ある「村山かてうどん」を調査研究し、全国ブランドにするべく市内外に発信し、意欲ある有志の手で創造していくことを目的とする。

(組織)

第5条 本会は魅力ある武蔵村山を創造することに意欲のある有志をもって組織する。

第2章 事業

(事業)

第6条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 本会は目的を達成するために村山うどんの調査研究を行う。
2. 本会は目的を達成するために様々な媒体やイベント等を活用し、村山うどんのPR活動を行う。
3. 本会は目的を達成するために村山うどんの会会員、会員店、賛助会員募集活動を行う。
4. 本会は目的を達成するためにイベントを開催する。
5. 本会は目的を達成するために行政や他団体等と連携し、協力を要請する。
6. 商品開発及び販売を視野に入れた販促プランを作成する。

第3章 役員

(理事会)

第7条 意見交換会の開催は原則として月1回開催しなければならない。やむをえず開催を延期または中止する場合は会長が承認する事。

(役員)

第8条 本会の役員は、理事の中から以下の役職で構成されるものとする。

1. 名誉会長
2. 会長
3. 副会長数名
4. アドバイザー
5. 相談役数名
6. 監事数名
7. 会計
8. 所長数名 (会員店含む)
9. 副所長数名 (会員店含む)

(理事の選考)

第9条 理事の選考方法は、意見交換会の推薦に基づき、総会で会員の中から決定する。但し、設立年度に関しては設立準備委員会の推薦に基づき、設立総会で会員の中から決定する。

(理事)

第10条 本会理事の任期は選考年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。理事は以下の組織で構成されるものとする。

なお、会員の都合により理事に変更が生じる場合は理事会の承認を必要とする。

1. 名誉会長	1名
2. 会長	1名
3. 副会長	数名
4. アドバイザー	1名
5. 会計	1名
6. 事務局長	1名
7. 研究所長	1名
8. 副所長	数名
9. 監事	数名
10. 相談役	数名

第4章 会 員

(会員種目と資格)

第11条 本会の会員は、以下の種目で構成されるものとする。

1. 男性会員 本会の目的に賛同する個人の男性。
2. 女性会員 本会の目的に賛同する個人の女性。
3. 講師会員 本会が定義する手打ちうどん講師資格を有し、本会の目的に賛同する個人。
4. 会員店 本会の目的に賛同し、本会が定義する「村山かてうどん」を常時提供できる店舗。
5. 取扱飲食店 本会の目的に賛同し、本会が指定する製麺所のうどんを使用したオリジナル商品を提供できる店舗。
6. 賛助会員 本会の目的に賛同する法人。

(会費の納入)

第12条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。

(諸連絡)

第13条 本会の会員は、会が指定する方法にて運営に必要な連絡を受信できる環境を保持しなければならない。

(会員資格の失効)

第14条 本会の会員は、以下の場合に会員資格を失効する。

1. 退会した場合。
2. 会員である法人が解散した場合。
3. 会員である店舗が閉店した場合。
4. 除名された場合。

(除名)

第15条 本会の会員が以下のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により除名されることがある。

1. 会則に違反する行為を行った場合。
2. 本会の目的に反する行為を行った場合。
3. 本会の目的への賛同の意思が認められない場合。
4. 正当な理由なく会費を滞納し、かつ督促に応じない場合。
5. 会員である法人または店舗に営業実態が認められない場合。
6. 本会または会員の名誉を傷つけ、又は損害を与える行為を行った場合。

第5章 総会

(総会)

第16条 本会の通常総会は、以下の通り行なう。

1. 総会は通常総会及び臨時総会から成るものとする。
2. 通常総会は年1回とし、事業報告及び会計報告を行う。
3. 通常総会は原則とし毎年4月中に行う。但し、初年度の総会については設立総会をもって行う。
4. 臨時総会の招集は理事が臨時に必要とするとき会長に請求し、会長が承認する事。
5. 総会は委任状出席を含め全会員の過半数の出席により成立する。
6. 総会の会計監査は監事が行う。
7. 総会の議長選出は、出席理事の推薦で選出し、出席会員の過半数の賛成により決定する。

(総会の議決事項)

第17条 本会の次の事項は総会の議決を経なければならない。

1. 規約の制定、変更または廃止
2. 理事の承認

(総会の議決)

第18条

1. 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成により成立する。
2. 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第6章 諸会議

(役員会)

第19条 会長は意見交換会や事業を円滑に運営するために臨時に役員会を開催することができる。

第7章 会計

(会計期間)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日迄の1年間とする。
但し、途中解散の場合は意見交換会で承認する事。

(会員会費)

第21条 1. 会費の年額は以下の通りとする。

全期：4月1日より3月31日とする。
後期：10月1日より3月31日とする。

- ・男性会員 10,000円
- ・女性会員 5,000円
- ・講師会員 5,000円
- ・会員店 10,000円
- ・取扱飲食店 10,000円
- ・賛助会員 10,000円から

2. 後期会費については一律半額とする。
3. 年度途中で脱会する会員については、会員会費を返金しないものとする。
4. 会員の会費の納入は年1回とし、総会后すみやかに本会に納入するものとする。
5. 会員の飲食費等、臨時に発生する費用については臨時会費及び賦課金として必要に応じ、都度徴収する。
6. 年会費徴収については、事務局で作成した会員名簿に基づき原則として指定口座に振込みにて行う。

(運営費)

第 22 条 本会の運営は以下の収入により行う。

1. 会員会費
2. 事業収入
3. その他の収入

第 8 章 付 則

(細 則)

第 23 条 本会運営上、本規約に基づき細則を設けることができる。
細則は意見交換会において、過半数の承認にて定めることができる。

(戒告及び除名)

第 24 条 この規約に違反し、又は著しく本会の対面
をけがす行為のあった会員に対して、意見交換会の議決を経て戒告又は除名処分することができる。

(施 行)

第 25 条 この規約は総会において承認後施行する。

2006 年 1 月 26 日	施行
2006 年 6 月 8 日	改正
2008 年 4 月 3 日	改正
2011 年 4 月 5 日	改正
2012 年 4 月 9 日	改正
2016 年 4 月 26 日	改正

<細則>

(会議日程)

第1条 本会の月例意見交換会は原則として毎月第3火曜日午後7時からとする。

(議 決)

第2条 議決数は意見交換会に於いて出席会員の過半数とし、議決できる対象は以下のものとする。

1. 事業開催に関するもの。
2. 会員及び会員店入会に関するもの。
3. 賛助会員入会に関するもの。
4. 細則に関する規定。
5. その他、会長が必要と認めたもの。

(届 出)

第3条 会員は次の各号に該当するときは、その旨を会長に届け出なければならない。

1. 会員の氏名に変更があったとき。
2. 会員の所在地、連絡先に変更があったとき。

(研究所)

第4条 研究所の名称は、目的に応じた名称をつけて、会長の基本理念に基づき、運営される。尚、目的達成のため、特別委員会を設置し、運営する場合は意見交換会の承認を必要とする。

(表 彰)

第5条 本会の目的を達成するために特に功労があった会員に対して表彰することができる。

(慶 弔)

第6条 本会は下記の規定により慶弔金を贈る。

1. 会員が結婚した場合 金 10,000 円
2. 会員の一親等並びに配偶者が死亡した場合 金 10,000 円

(補助金)

第7条 補助金制度は、以下のものとする。

1. 正会員・賛助会員は年間を通じ、金 2,000 円を限度に忘年会費・懇親会費等出席の際は補助を受けることができる。
2. その他、意見交換会にて必要と認められたもの。